本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月十五日にウランバートルで

モンゴル国駐在
日本国特命全権大使　清水武則

モンゴル国外務大臣
ロブサンワンダン・ボルド閣下

（モンゴル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

○厚生労働省告示第三百二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である一般社団法人日本海事検定協会が製品検査を行う事業所として設置した一般社団法人日本海事検定協会食品衛生分析センターについて、平成二十六年二月三日をもってその所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地
神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目十四番二号	神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目七番三十一号

○厚生労働省告示第三百二十五号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
長崎総合科学大学総合情報学部総合情報学科生命環境工学コース 長崎県長崎市網場町五百三十六番地	平成二十六年三月十九日

○厚生労働省告示第三百二十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である公益財団法人兵庫県予防医学協会について、平成二十六年一月一日をもってその主たる事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

変更後の事務所の所在地	変更前の事務所の所在地
兵庫県神戸市灘区岩屋北町一丁目八番一号	兵庫県神戸市東灘区御影本町四丁目四番二十号

○厚生労働省告示第三百二十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の一部廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
一般財団法人新日本検定協会	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての動物を用いる検査	平成二十六年三月三十一日

○厚生労働省告示第三百二十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第四号に規定する講習会として、平成二十六年六月九日、次の表上欄に掲げる者が下欄に掲げる期間に実施する講習会を登録したので、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	実施期間
公益社団法人日本食品衛生協会 東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十六年七月十四日から平成二十六年八月二十九日まで

○厚生労働省告示第三百二十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
エヌエス環境株式会社	浅野　幸雄	若佐　秀雄	平成二十五年十二月六日
株式会社キューサイ分析研究所	田坂　貢一	江畑　賢一	平成二十六年二月十七日
一般財団法人マイコトキシン検査協会	廣瀬　聖	中村　信也	平成二十六年三月十七日

○厚生労働省告示第三百三十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十四条第一項の規定により、一般社団法人滋賀県薬剤師会についての同法第四条第九項に規定する登録検査機関の登録は、平成二十六年二月二十六日限り、その効力を失ったので、同法第四十五条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百三十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、平成二十六年四月一日をもってその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久